

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私の夫は、申立期間当時、A社を経営しており、B町の税務課の職員が税金等の集金に同社に来ていたため、私たち夫婦の国民年金保険料も、私が同町の職員に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、税金等の集金に来ていたB町の職員に、申立人及びその夫の国民年金保険料も一緒に納付していたと主張しているところ、同町によると、昭和44年4月から平成14年3月までの期間、町職員による国民年金保険料の集金及び過年度分の保険料の収納を行っていたとしている。

また、申立人は納付を遅延していた国民年金保険料を一度まとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の被保険者名簿により、昭和59年度の保険料を、昭和60年12月30日に過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間のうち、58年10月から59年3月までの保険料も過年度納付が可能であったことから、当該期間の保険料を納付しないまま、59年度の保険料のみ過年度納付をすることは不自然である。

しかしながら、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、申立人が昭和59年度の保険料を納付した60年12月の時点で、既に時効により納付できない上、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金の加入当初の3年間、国民年金保険料の納付が困難であったので、夫婦で免除申請したはずである。

私の国民年金保険料の免除及び納付の手続は、私の妻が、妻自身の分と一緒に行ってきていたのに、申立期間について、妻が免除期間とされ、私だけ未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金に関する手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、国民年金の未加入期間及び保険料未納期間が無い上、申立人に係る厚生年金保険との切替手続を適切に行っていることから、年金制度に関する意識が高かったものと認められる。

また、申立人の妻は、自分が60歳に到達した際に送られてきた国民年金被保険者資格を喪失する者を対象とした通知書の内容が、自分の国民年金手帳の昭和36年度の検認記録欄の記録と相違していたことから、社会保険事務所(当時)に申し出た結果、その手帳どおりに記録が訂正されたと述べているところ、申立期間について、申立人の妻は、当初、申立人と同様に保険料の未納期間とされていたが、平成3年10月8日付けで免除期間とする記録訂正が行われていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金手帳の昭和36年度の検認記録欄の記録も自分と同じであったとしているところ、申立期間当時、申立人とその妻は同一世帯であったことが認められ、国民年金保険料の免除申請を妻だけが行い、申立人は行わなかったとすることに不自然さがある上、その妻の国民年

金に関する記憶は鮮明で、不合理な点は見当たらず、申立内容の信憑性^{しんぴょうせい}は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1933

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月

私は、申立期間の国民年金保険料を平成16年8月18日付けで納付したが、現在未納と記録されている。

申立期間に係る国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から「納付できる期限が平成16年7月末日であり、納付期限を過ぎた納付であったため還付請求書を送付したが、還付の請求が行われなかったことから還付請求権が消滅した。」とする回答を受けたが、還付請求書は送られてきていない。

納付期限経過後の納付であることを理由として還付するのであれば、納付者に対して確実に国民年金保険料を還付すべきであり、還付金も受け取っていないのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の国民年金保険料は、平成16年7月末で時効が成立していたことから、同年8月18日に納付された当該期間の保険料について、その翌日に還付決議が行われていることが確認できる。

また、日本年金機構Aブロック本部A事務センターは、申立人に係る当該国民年金保険料の還付処理について、「還付請求書を送付した後、還付請求が行われない場合には勧奨を行っているが、申立期間の還付金については、当該請求書の提出が無く、その請求権が既に時効消滅済みである。」としている。

しかしながら、申立人は、当該還付請求書を受領していないとしているところ、i) 住民票により、申立人は、平成15年1月14日に旧住所から現在の住所に転居していることが確認できるが、オンライン記録により、当該還付決議が行われた16年8月19日の時点を含め、厚生年金保険の被保険者であった申

立人が19年8月1日付けで同保険被保険者資格を喪失するまでは、旧住所が申立人の住所として管理されていたことが確認できること、ii)申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていた事業所は、14年11月21日に申立人自身から、現住所への住所変更について報告があったものとしているが、当該事業所が、申立人の厚生年金保険被保険者住所変更届を社会保険事務所に提出したかは不明であるとしており、オンライン記録上、当該住所変更処理が行われた形跡が無く、事業所と社会保険事務所の間で、申立人に係る住所の変更手続が適切に行われていなかったものと考えられることから、当該還付請求書は、旧住所地に送付されたものと推認できる。

また、日本年金機構Aブロック本部A事務センターも、「旧住所地宛に還付請求に係る書類を送付したと考えられる。」としていることから、当該還付請求書及び還付の請求を勧奨する通知が申立人に到達していなかった可能性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

北海道国民年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和48年4月から53年3月までA町でB店を営んでおり、多忙であったため、国民年金保険料の納付については、不定期の時もあったが、私自身が夫の分も併せて納付していた。

申立期間のうち、昭和51年度の国民年金保険料は一括納付しており、領収印は押されていないが、C社会保険事務所（当時）発行の領収済通知書を保管しており、52年度の保険料については、領収書等を保管していないが、夫婦二人分の保険料を併せて納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2年に満たず、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A町に居住していた昭和48年4月から53年3月までの間、申立人及びその夫の国民年金保険料を申立人自身が併せて納付していたと述べているところ、同町の被保険者名簿及び国民年金収入原簿により、納付日が記録されている昭和48年度から50年度までの保険料は、夫婦共に同一の日に納付されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性^{しんぴょうせい}がうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和51年度の国民年金保険料について、申立人の夫は昭和52年4月16日に一括納付しているところ、申立人は、領収印の無

い当該期間の領収済通知書を所持しており、同通知書は、本来、金融機関から社会保険事務所（当時）に送付されるべき帳票であるが、申立人は、3枚綴りの納付書のうち、領収済通知書1枚のみを所持していることから、保険料納付の際に誤って交付された同通知書を領収証書と認識し保存していたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間のうち、昭和52年度の国民年金保険料について、申立人の夫の昭和52年4月から同年9月までの保険料は、同年10月5日に納付されていることが確認できるところ、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人が、自身の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

一方、昭和52年10月から53年3月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされており、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の保険料についても納付していなかったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私の国民年金は、昭和60年11月の婚姻後、私の夫が加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料も、59年12月に私が共済組合を脱退した後の期間について未納が無いように遡って納付してくれたことを夫から聞いていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立人の夫が、昭和60年11月の婚姻後に、A市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が当時居住していたA市において、同年12月26日に払い出されていることが確認できることから、このことは申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、少なくとも一度は当該期間の過年度納付書が発行されたと考えられることから、申立人の、「夫から、昭和59年12月に私が共済組合を脱退した後から国民年金保険料の未納が無いように遡って納付してくれたことを聞いていた。」とする説明に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1936

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年4月まで

私は、申立期間当時、A県のB町（現在は、B市）でC職をしており、私の両親から国民年金への加入を勧められたことから、B町役場で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を窓口で受け取った。その後、同町役場から送付されてきた納付書により、国民年金保険料を定期的にD銀行B支店の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料に未納は無く、国民年金及び厚生年金保険の切替手続も適切に行っており、申立人の国民年金への関心は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和63年12月頃に払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間の始期である同年4月からの国民年金保険料の納付が可能である。

さらに、申立人は、申立人の両親から勧められて国民年金の加入手続を行ったとしているところ、B市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和63年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、同市は、20歳になる国民年金の加入対象者以外は職権による加入手続を行っていなかったとしていることから、申立人は、自ら加入手続を行ったものと推認でき、国民年金保険料の納付意識を持ち加入手続を行った申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人の母親は、申立人を含む4人の子に対し、「20歳になったら国民年金に加入しなければならないということを話していた。」としているところ、申立人の3人の兄弟は、国民年金の未加入期間及び保険料未納期間がほとんど無く、申立人の母親が、子に対し、国民年金への加入や保険料の納付を指導していた状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から52年3月まで

私が25歳前後の頃に、A市B区役所で母親と一緒に国民年金の加入手続を行った際、同区役所の職員から、遡って保険料を納付することができると言われて、遡ってこれを納付したと記憶している。

私の年金手帳には、20歳で国民年金の被保険者資格を取得した記録が記載されていることから、20歳まで遡って保険料を納付したものだと思っていた。

また、その際、一緒に同行した母親については、国民年金保険料を遡って納付することはできないと言われたことも記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、オンライン記録により、昭和56年6月からは付加年金に加入し、平成2年度からは保険料を前納で納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったA市B区役所の職員から、自身は国民年金保険料を遡って納付できると言われたものの、申立人と一緒に国民年金の加入手続に行ったとする申立人の母親については、遡って納付することはできないと言われたことを記憶しているところ、その母親は、配偶者の被用者年金加入により、国民年金の任意加入対象者であり、保険料を遡って納付することができないことから、申立内容には信憑性しんぴようせいがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和 52 年 10 月頃に申立人の母親と連番で払い出されたものと推認でき、この時点において、申立期間のうち、50 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であり、申立人が遡って納付したとする保険料は、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる 52 年 10 月の時点では、既に時効により納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額(〈標準賞与額〉(別添一覧表参照))に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月7日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が間違っていたことが判明した。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社に係る賞与支給明細(写し)により、申立人は、平成19年12月7日に同社から〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)の賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の事案 6 件（別添一覧表参照）

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
3525	男		昭和25年生		平成19年12月7日	132万円
3526	男		昭和27年生		平成19年12月7日	123万円
3527	男		昭和28年生		平成19年12月7日	73万6,000円
3528	男		昭和24年生		平成19年12月7日	69万9,000円
3529	男		昭和34年生		平成19年12月7日	66万9,000円
3530	男		昭和25年生		平成19年12月7日	70万8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月31日から同年8月1日まで

昭和58年9月1日にB社に入社し、61年5月21日付けで同社の関連会社であるA社への出向を命じられ、62年7月31日までC業務部次長として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の「申立人は昭和61年5月21日から62年7月31日まで勤務していたことは間違いない。また、申立期間当時の厚生年金保険料の控除方法は、当月分給与から控除していたので、申立人の同年7月の給与から同年7月分の厚生年金保険料を間違いなく控除していたと思う。」との回答から判断して、申立人はB社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和62年8月1日にA社からB社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和62年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の厚生年金保険に係る資料を保存しておらず、不明であるとしているものの、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を

昭和 62 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を24万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月29日

昭和53年9月26日から平成17年1月31日までA社に勤務したが、給与支払明細書によると、申立期間に支給された年末賞与(24万7,000円)から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その年金記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与支払明細書及びA社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は15年12月29日に同社から賞与(24万7,000円)の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された申立期間の賞与に係る給与支払明細書及び当該事業所から提出された申立期間に係る平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿における厚生年金保険料の控除額から24万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る被保険者賞与支払届及び同総括表を確認したところ、平成15年度のみ事業主印等の押印が無いが、この事情については、今となっては当時の社員が一人もおらず不明であり、保険料を納付し

たかどうかは分からない。」としており、これを確認できる資料が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を、申立期間①は51万6,000円、申立期間③は11万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成19年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成19年3月10日

A社には、平成15年4月1日から19年3月31日まで勤務した。

申立期間①及び③について、賞与明細書のとおり、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらずその記録が無い。申立期間①及び③について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

申立期間②について、平成19年3月31日まで勤務したが同年3月の厚生年金保険加入記録が無い。給与明細書のとおり、同年3月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び事業主から提出された申立期間①に係る賞与明細書により、申立人は平成16年12月10日にA社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書における厚生年金保険料の控除額から 51 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「平成 16 年 12 月 10 日に、申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除しているが、社会保険事務所（当時）へ賞与支払の届出をしていなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録、申立人及び事業主から提出された給与明細書並びに事業主の「申立人は平成 19 年 3 月 31 日まで勤務していた。厚生年金保険料は当月控除であり、申立人の給与から同年 3 月分の厚生年金保険料を控除している。」との回答により、申立人は申立期間②において A 社に継続して勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人及び事業主から提出された平成 19 年 3 月の給与明細書の控除額及び同年 2 月のオンライン記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成 19 年 4 月 1 日とすべきところ、間違っって同年 3 月 31 日として届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人及び事業主から提出された申立期間③に係る賞与明細書により、申立人は平成 19 年 3 月 10 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書における厚生年金保険料の控除額から 11 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「平成 19 年 3 月 10 日に、申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除しており、社会保険事務所には賞与支払の届出をしている。」と回答している一方で、事業主が申立人に係る厚生年金保険

被保険者資格喪失日を平成 19 年 3 月 31 日と届け出ており、同年 3 月においては厚生年金保険の被保険者期間として算入されない期間であったことから、社会保険事務所は申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失月である申立期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険第3種被保険者資格取得日は昭和17年6月1日であると認められることから、同資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

夫の生前に、「C学校を卒業してすぐにB事業所に勤務した。」と聞いていたが、年金記録では、A社B事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和19年10月1日となっており、夫の話と相違している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、労働者年金保険法又は厚生年金保険法施行以前の勤務期間の始期が昭和8年10月1日であることを示す記載が確認できること、及びA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「私は昭和10年からA社B事業所に勤務していたが、申立人はその前からD専門職として勤務しており、同じ作業場で間違いなく一緒に働いていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によれば、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日の昭和19年6月1日であり、かつ、厚生年金保険被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）が連番となっている被保険者が申立人を含めて

210人確認できる一方で、これらの被保険者の記号番号の直前の記号番号に係る一連の被保険者資格取得日が、いずれも20年5月10日であることを踏まえると、当該210人の記号番号は、同日以降に、遡って一括して払い出されたものであると考えられるところ、このうち二人については、厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及びオンライン記録によると、いずれも、被保険者資格取得日が17年6月1日と記録され、申立期間において当該事業所で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社B事業所の現存する被保険者名簿は、先頭に記録された被保険者の資格取得日から昭和23年1月前後に作成又は書き換えられたものであると考えられ、申立期間当時の被保険者名簿は現存しないが、「昭和20年*月E県庁火災による書類焼失について」（E社会保険事務局（当時）作成）によれば、E県庁の当該火災により多くの被保険者名簿、被保険者台帳等が焼失したとされるところ、前述のとおり、申立人を含む多数の被保険者に係る記号番号が20年5月以降に遡って一括して払い出されたことが確認できるとともに、当該記号番号は、現存する被保険者名簿で確認できる記号番号、被保険者氏名等に対応していることが確認できることを踏まえると、当該事業所に係る申立期間の被保険者名簿が当該火災により焼失したため、記号番号を新たに払い出した上で被保険者名簿の復元を行ったものとするのが妥当である。また、現存する被保険者名簿においては、事由が不明である記号番号の欠落が多数みられ、記号番号及び被保険者資格取得日が前後している例もみられるほか、被保険者資格取得日が17年1月1日と記録された被保険者についても、同日から19年10月1日までの標準報酬月額記録がいずれも欠落しているなど、保険者により記録の完全な復元が行われたものとは言い難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生

年金保険第3種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は社会保険出張所) に対し行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時のA社B事業所の被保険者名簿が焼失しているため認定が困難であることから、申立人の同事業所に係る昭和19年10月の社会保険事務所の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

北海道厚生年金 事案 3535（事案 1583 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和19年9月30日、同資格喪失日に係る記録を同年11月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月30日から同年11月15日まで

申立期間は、A社に正社員のB職として勤務し、海軍入隊に備えて帰郷するまでC作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社に最初に勤務した期間のうち同保険制度が発足した昭和17年6月から18年7月までの期間については同保険の加入記録が確認できるのに、申立期間について同保険の加入記録が無いのはおかしい。

当初の委員会の決定に基づく通知を受けた後、海軍入隊に際してA社の同僚に氏名を寄せ書きしてもらった国旗が見つかったので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、i) 申立人が同社で一緒に勤務していたとする同僚二人の氏名は、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において該当が無いこと、ii) 同社の被保険者名簿により、申立期間前後に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者4人から、申立人が申立期間において同社で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述が得られなかったこと、iii) 事業所名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人が、当時の職種について、「B職であった。」と供述しているところ、今回の再申立てに当たって、申立人が新たに提出した寄せ書きの国旗に記名した者25人のうち、当該事業所の被保険者名簿により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた4人のうち当時の職種について供述が得られた者（以下「記名者」という。）3人は、いずれも、「私は、D作業をするE職であった。」と供述している。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた者（以下「被保険者」という。）二人のうち一人は、「私はB職見習いであった。」と供述しているほか、他の一人は、「私はE職としてF作業に従事していた。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿によれば、記名者3人のうち1人が同期入社と同僚であったと供述する者3人については、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるほか、被保険者二人のうち一人が同僚であったと供述する者7人についても、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、D作業等のE職として勤務する者について同保険の被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する者二人については、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いところ、このうち一人については、記名者及び被保険者のうち複数の者が、いずれも「一般工員ではなかった。」と供述している上、このうち一人は、「工場長として事務所に詰めていた。」と供述していることを踏まえると、同人は申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

一方、記名者3人のうち2人については、当該事業所の被保険者名簿によると、いずれも、自身が記憶する入社時期の約半年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、初めて入社した後一定期間において同保険の被保険者資格を取得させる取扱いがあったことはうかがわれるものの、これらの者が供述する当該事業所への入社はいずれも1回であり、申立人と同様に再入社した者はいない上、当該事業所の被保険者名簿においても、複数の被保険者期間が確認できる者はいないことを踏まえると、当時、当該事業所において、再入社した者について入社後

一定期間において同保険の被保険者資格を取得させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、記名者及び被保険者のうち申立人とほぼ同年齢の者のA社に係る昭和18年12月から20年7月までの社会保険事務所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の当該事業所の被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ同資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年9月及び同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年9月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年8月21日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間④の標準報酬月額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月21日から同年10月1日まで
② 昭和47年10月1日から48年7月26日まで
③ 昭和48年7月26日から同年8月21日まで
④ 昭和49年1月1日から同年7月1日まで
⑤ 昭和53年9月16日から同年10月1日まで

申立期間①は、A社に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、同じくA社に勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間③は、同じく A 社に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④は、B 社に勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑤は、同じく B 社に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間①において A 社で勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する A 社に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められな

い。

- 4 申立期間③について、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間③においてA社で勤務し、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 5 申立期間④について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額については、申立人が所持するB社に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 6 申立期間⑤について、B社は、オンライン記録によると昭和60年12月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、平成8年3月*日に破産終結していることから、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当時の事業主及び経理担当者に照会したが、回答が得られないことから、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所の離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、雇用保険と厚生年金保険の記録が一致していることが確認できる。

加えて、申立人が所持している申立期間⑤に係る当該事業所の給与明細書によると、申立人が当該事業所を退職したとする昭和53年9月の給与の総

支給額は、前月の半額であることが確認でき、申立人は、当該事業所を月の途中で退職したことが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る同被保険者資格喪失日（昭和47年6月5日）及び同被保険者資格取得日（昭和48年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和47年6月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から48年5月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月5日から48年6月1日まで
父が経営していたA社には、昭和46年6月から55年5月まで専務として勤務し、B職の業務に従事した。
当該事業所に勤務している間、一度も退職したことは無いが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していた。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録では、同社において昭和46年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年6月5日に同資格を喪失後、48年6月1日に同社において再度資格を取得しており、47年6月から48年5月までの申立期間の被保険者資格が確認できない。

しかし、事業主が保管する申立人に係る労働者名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、被保険者原票によると、当該事業所で申立人と同じB職として勤務していた同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格が継続している

ことが確認できる。

さらに、被保険者原票から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚が、「申立人は、B職の仕事を行っており、申立期間の前後で勤務形態及び業務内容に変更は無かった。また、経理事務及び社会保険事務は、申立人の実父である事業主が一人で行っていたため、申立人は、これらの事務には関与していなかった。」と供述しており、申立人が当該事業所において、社会保険事務に関与していた状況はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和47年6月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から48年5月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いことから不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年6月から48年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年12月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、平成7年1月30日付けで遡って53万円から8万円に引き下げられていた。
申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年12月31日から約1年1か月後の7年1月30日付けで、5年1月1日から同年12月31日までの期間の標準報酬月額が遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか7人についても、同年12月31日より後の7年1月30日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、商業法人登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人はA社において取締役であったことが確認できるが、申立人と同様に当該事業所の取締役であったことが確認できる他の者が、「申立人は、私と同じB職として勤務しており、社会保険事務については関与していなかった。」と供述している上、当該事業所の代表取締役であった者は、「事業所代表者印は私が管理しており、すべての決裁書類を確認の上、押印していた。また、社会保険事務、給与計算及び支払関係についても、全て私が行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)においてこのような処

理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額が19万円になっているが、給料の月額は53万円であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成6年11月30日から約2か月後の7年2月1日付けで、5年1月1日から6年10月1日までの期間の標準報酬月額が遡って19万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか8人についても、同年11月30日より後の7年2月1日付け又は同年3月8日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立期間当時、申立人は、A社において取締役であったことが確認できるが、同社で経理事務を担当していたとする者は、「当時、社会保険事務を担当していたのは私であり、申立人は社長の妻であるものの、B作業をしていただけなので、厚生年金保険の手続に関与していなかった。平成7年の遡及訂正の時には私は退職していたので、社長が手続したと思う。また、その事情について申立人は社長から聞いて知っていたとは思いますが、社会保険事務について権限は無かった。」と供述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

さらに、年金事務所から提出されたA社に係る執行停止事業所整理簿によると、決裁年月日が平成7年11月28日、所属年度が平成6年度で執行停止金額が合計27万5,826円と記載されていることから、同社は同年度の社会保険料

を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

北海道国民年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年7月まで

私は結婚後、テレビ・新聞等で国民年金の宣伝広報を見聞き、年金受給の必要性を認識した。国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付は私の夫に依頼し、昭和48年1月頃A市役所で加入してもらい、保険料も納付してもらっていた記憶がある。加入当初は保険料も安く、納付していたが、その後保険料が家計に影響を及ぼすようになり、未納期間にしていると年金の受給資格に影響することを知っていたので、納付を中断する手続を行った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月頃国民年金に任意加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査により、51年8月頃払い出されたものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳によっても、同年8月4日に任意加入していることが認められることから、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認でき、国民年金任意加入被保険者資格取得前である申立期間の国民年金保険料を納付することは制度上できない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年3月まで

私が、20歳になった時、年金手帳が送られてきた。当時、私の両親はA中央卸売市場でB店を経営しており、私もそのB店を手伝っていた。毎月末に、C信用金庫D出張所（現在は、E信用金庫D支店）の職員がB店に集金に来ていたので、国民年金保険料は、私がその時に納付書で納めた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和51年3月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は国民年金保険料の納付書は交付されることはなく、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年3月の時点で、申立期間のうち、49年1月から50年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶がない。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に発行された様式である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和51年3月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、間もなく私は結婚し、申立期間の国民年金保険料は、私の妻が二人分を併せて銀行又は郵便局で納付してくれたはずである。

申立期間について、私の妻は納付済みであるのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が二人分を併せて納付してくれたと述べているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、52年5月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認できること、ii) 申立人の妻の同手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、51年6月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人の妻には申立期間の保険料の納付書が交付されたが、申立人には当該期間の保険料の納付書が交付されず、その妻は、申立人の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶がない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から51年12月まで

私の父親が、昭和40年2月頃にA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずである。私の姉の国民年金保険料は私の父親が納付してくれていたもので、私のみ申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月頃に申立人の父親が、A町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたはずだと述べているが、その父親は既に死亡している上、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、オンライン記録により、昭和52年1月24日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、同年2月頃に払い出されたものと推認でき、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は同年1月24日に初めて国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、制度上、任意加入月前の期間である申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が、A町で納付してくれていたはずだと述べているが、申立人は、昭和42年12月から住居をB市に移していることが確認できることから、申立期間のほとんどの期間はA町で保険料を納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から55年2月まで

私は、結婚して仕事を辞めた昭和50年8月頃に、元夫に勧められて国民年金に任意加入した。今まで公的な支払は厳守するように心掛けていたので、支払の督促を受けたことがなく、私自身が金融機関等で保険料を納付しており、元夫や当時の隣人の証言もあるので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月頃にA市で国民年金に任意加入したと主張しているところ、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から、55年5月頃に払い出されたことが認められる上、A市の保管している国民年金被保険者名簿により55年3月12日に任意加入していることが確認できること、ii)任意加入の国民年金保険料は、制度上、加入した月から納付できるものであることから、申立人は、国民年金に任意加入した前の申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年12月まで

私は、A市にあるB学校に入学するため、昭和61年4月からC町に住所を定めたままA市に転居していたが、私の母親が、同町役場から私の国民年金保険料が未納であることを知らされ、母親が同町役場に出向き説明を受けている。

母親が、その説明を受けた際に記載されたメモが残っており、そのメモには、納付した昭和59年度、60年度及び61年の2か月分の国民年金保険料額が記載され、「これからかける金額」と書かれている。

私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた私の母親は、息子が年を取ってから年金が少なくなるのを心配して未納分を納付したことを覚えていると言っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、C町役場から申立人の国民年金保険料が未納であることを知らされ、昭和61年4月又は同年5月頃に同町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を61年5月頃に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、63年2月又は同年3月頃にC町で払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と推定される昭和63年2月又は同年3月の時点で、国民年金保険料の納付が可能な

期間である 61 年 1 月以降の国民年金加入期間の保険料が全て納付済みとされており、申立人の母親は、申立人の同手帳記号番号が払い出された時点で納付が可能であった保険料を遡って納付したものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 11 日から 36 年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 2 月 9 日から 38 年 6 月 6 日まで

申立期間①は、A町(現在は、A市)にあったB社に勤務しC社において、申立期間②は、D町にあったE社に勤務しF社G出張所において、それぞれH作業員としてI業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所記号払出簿及びオンライン記録により、申立人が勤務していたとするB社と同一名称で厚生年金保険の適用事業所となっている事業所が3事業所あることが確認できたものの、当該3事業所はいずれも申立期間①において適用事業所に該当していないこと、これら3事業所の所在地を管轄する法務局に照会したが同名称の商業登記は確認できないこと、及び申立人は、「これらの3事業所について、私が勤務していたB社ではない。」と供述していることから、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、申立人は、事業主について、姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、また、申立人が名前を挙げた同僚3人については、生存及び所在が確認できないことから、これらの者から申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない上、当該同僚3人のうち1人は、オンライン記録によると、申立期間①の一部の期間について他の事業所において厚生年金保険の被保険者で

あったことが確認できる。

なお、前述の同僚一人の申立期間①の一部期間について厚生年金保険の加入記録が確認できた他の事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したものの、申立人及びほかの二人の同僚の名前は確認できなかった。

さらに、申立人は、前述の同僚3人と一緒にC社においてH作業員としてI業務に従事した旨の供述をしていることから、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したものの、申立人及び当該同僚3人に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

- 2 申立期間②について、申立人の従事業務に係る具体的供述及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、申立人が申立期間②当時、E社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、事業所名簿及びオンライン記録によると、昭和38年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚6人の計7人のうち5人（事業主を含む。）は、元請けであったF社G出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間②の一部について同社同出張所において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人及びほかの同僚二人について、同被保険者名簿を確認したものの、申立期間②において申立人を含む3人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、当該3人の記録が欠落したものとは考え難い上、前述の記録がある同僚5人のうち唯一供述を得られた同僚は、「申立人がE社に勤務していた期間に元請けで厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と供述している。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

- 3 このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3541 (事案 2750 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 31 日から 30 年 4 月 1 日まで

A社B支店(現在は、C社)には昭和28年4月1日から30年3月31日まで勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できないので訂正してほしいと第三者委員会に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知を受けた。同社を退職後、失業給付金を受給していたことから両申立期間に勤務していたことは間違いないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) C社に照会したが、当時の関係書類を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により両申立期間同時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できた14人の計15人に照会したところ、回答が得られた9人のうち4人は、申立人について記憶があると供述しているものの、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する具体的な供述は得られなかったこと、iii) 申立人は前任者との入れ替わりで勤務することとなったと供述しているところ、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者記録は申立期間②以降も継続していることが確認できることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「当該事業所を退職後、失業給付金を受給していたことから勤務していたことは間違いないので、再度調査してほしい。」として再申立

てしているが、雇用保険の加入記録については、昭和 40 年 3 月以前の離職に係る被保険者期間のデータが保存されていないため確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 28 年 6 月 1 日、同資格喪失日は同年 7 月 31 日となっており、訂正等の形跡も見当たらない。

さらに、申立人が勤務していたとする A 社 D 出張所及び同社 E 連絡所に申立期間①及び②当時勤務していたと思われる同僚 8 人に対し、新たに申立人の勤務状況について照会したものの、いずれの者からも申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 32 年 4 月 1 日に A 社 B 支店（現在は、C 社）に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同年 7 月 1 日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された「勤務に関する記録」から、申立人は申立期間において A 社 B 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 社に照会したところ、「当時の関係書類が不明のため全て分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司一人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 7 人の計 8 人に照会し、7 人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 40 年 8 月 30 日から A 社（現在は、B 社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。
申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、同保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持していた A 社に係る「C 作業従事証明書」によると、申立人は昭和 40 年 8 月 30 日から同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人が昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、この記録は厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致する。

また、申立人は申立期間当時一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により当該事業所において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 14 人に照会し、5 人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所において、申立人と同日の昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 4 人の雇用保険の被保険者記録によると、資格取得日は、申立人と同日の同年 8 月 30 日であることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事

実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 7 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 52 年 1 月 24 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 2 月 27 日まで
⑤ 昭和 56 年 8 月 26 日から 57 年 2 月 26 日まで
⑥ 昭和 57 年 3 月 11 日から同年 8 月 13 日まで
⑦ 昭和 57 年 9 月 3 日から 58 年 12 月 26 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち申立期間①及び②、B社で勤務していた申立期間③及び④、C社で勤務していた期間のうち申立期間⑤、⑥及び⑦については、いずれも事務所のD作業員などとして季節的に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、全ての申立期間について、各事業主により各種の保険料等が給与から控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の書類は、保存期限が経過したことから保管しておらず、また、当時の事務担当者も退職しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚9人のうち、申立人よりも先に勤務し、申立人と同じ業務に従事していたとする一人は、オンライン記録によると、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人が同保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和52年10月1日であることが確認できるところ、同人は既に死亡していること、他の8人のうち、申立期間①及び②当時、同社において同保険の被保険者資格を有していることが確認できる一人は、申立人を知らない旨供述していること、ほかの7人については、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に名前が無く連絡先不明であること、又は申立人が姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち13人から供述を得られ、このうち4人が、「A社では、季節的に雇用していた従業員を全て厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と供述していることを踏まえると、申立期間①及び②当時、同社では、従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させず、同保険の加入の取扱いを区々としていたことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者名簿には、申立期間①及び②において申立人の名前は無い。

2 申立期間③及び④について、B社における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社は昭和54年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿により、当時の事業主であったことが確認できる者は、「会社を解散した際、人事記録及び賃金台帳など全ての書類を廃棄した。申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては記憶もない。」と供述しており、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、当該事業主は、「会社は昭和54年に解散したが、53年12月頃から従業員を雇用していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録及びB社の被保険者名簿によると、同社では昭和47年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を最後に、それ以降被保険者資格を取得した者はおらず、申立期間③及び④当時、同社において被保険者であった者は、当該事業主及びその妻の二人だけであることが確認できる。

さらに、申立人はB社における同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、昭和52年に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失してい

ることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち二人から供述を得られたものの、いずれも、「会社では季節的に雇用していた従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間③及び④当時、同社では従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B社に係る被保険者名簿には、申立期間③及び④において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

- 3 申立期間⑤、⑥及び⑦について、C社における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、商業法人登記簿により、C社は平成22年11月*日に破産手続が終結していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間⑤、⑥及び⑦における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、申立期間⑤、⑥及び⑦当時、C社において社会保険事務の担当者であったとする者は、「会社の解散後、平成22年10月に全ての書類を廃棄したため、申立人の勤務内容及び申立てどおりの厚生年金保険の加入の届出を行っていたか否かについては分からない。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、オンライン記録によりC社において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者6人に照会し、二人から申立人を知っている旨回答を得られたところ、このうち一人は、「私は会社に頼んで日雇健康保険に加入させてもらっていた。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立期間⑤、⑥及び⑦当時、C社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち4人から供述を得られたものの、このうち3人が、「会社では季節的に雇用していた従業員を全て厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と供述し、このうち一人は「会社に頼んで厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述していることを踏まえると、申立期間⑤、⑥及び⑦当時、同社では従業員を一律に厚生年金保険に加入させず、季節雇用の者については、その希望に基づいて加入させていたことがうかがえる。

その上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑤、⑥及び⑦において申立人の名前は無い。

- 4 申立人は、全ての申立期間について、「給与明細書では各種保険料等を控除されていたことが記載されていたと記憶しているものの、控除されていた内容及びその額について分からない。」と供述している上、全ての申立期間において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 21 日から 46 年 3 月 29 日まで
② 昭和 49 年 1 月 13 日から同年 6 月 14 日まで
③ 昭和 50 年 6 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 1 月 22 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 1 月 24 日から同年 11 月 21 日まで
⑥ 昭和 53 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑦ 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 2 月 27 日まで
⑧ 昭和 56 年 8 月 24 日から 57 年 2 月 26 日まで
⑨ 昭和 57 年 3 月 11 日から同年 8 月 13 日まで
⑩ 昭和 57 年 9 月 1 日から 59 年 3 月 9 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社で勤務していた申立期間①、B社C支店で勤務していた申立期間②、D社で勤務していた申立期間③、E社で勤務していた申立期間④及び⑤、及びF社で勤務していた申立期間⑥及び⑦については、いずれも季節雇用の現場作業員として勤務していたが、各申立期間については加入記録が無い。

また、G社で現場作業員として勤務していた期間のうち、申立期間⑧から⑩までについては、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、各申立期間については、それぞれの事業所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における雇用保険の加入記録により、申立人は、

同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成15年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社は、「申立期間①当時の人事記録及び賃金台帳等の書類を廃棄したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては具体的な状況が分からない。」と回答している。

また、申立期間①当時、A社で社会保険事務の担当者であったとする者は、「申立人は季節雇用者であったと記憶している。季節雇用者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚4人のうち、オンライン記録により申立期間①においてA社で厚生年金保険の加入記録が確認できる者は一人のみであり、この者に照会したが回答を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録により、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち8人から供述を得られ、一人が申立人を知っていると供述しているものの申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な供述が得られず、また、他の7人は申立人知らない旨の供述をしており、このうち3人が、「会社では季節雇用の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間①当時、同社では従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）には、申立期間①において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

2 申立期間②について、B社C支店における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の当社C支店に係る賃金台帳等を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間②当時、B社C支店において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち18人から供述を得られたものの、いずれも申立人知らない旨の供述をしており、このうち5人が、「会社では厚生年金保険に加入させていない従業員がいた。」と供述していることを踏まえると、申立期間②当時、同社同支店では従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

その上、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立期間②において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間③について、D社における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社は、「申立期間③当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、申立期間③当時、D社の社会保険事務担当者であったとする者は、「申立人は正社員ではなく一般作業員（季節雇用者）であったと考えられる。一般作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚については、既に死亡しているか、又はオンライン記録により、D社において厚生年金保険に加入した形跡が無く連絡先を確認できないため、申立人の申立期間③における勤務実態に関する供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、申立期間③当時、D社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち10人から供述を得られたものの、いずれも申立人を知らない旨の供述をしており、このうち8人が、「会社では一般作業員（季節雇用者）を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間③当時、同社では従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

その上、D社に係る被保険者原票には、申立期間③において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間④及び⑤について、E社における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社は、「申立期間④及び⑤当時の人事記録及び賃金台帳等の書類を保存期限が経過したことから保管しておらず、また、当時の事務担当者も退職しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げている同僚9人のうち、オンライン記録により、申立期間④及び⑤当時、E社において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる一人は、申立人を知らない旨

の供述をしており、他の8人については、i) 同社に係る被保険者名簿に名前が無いこと、ii) 既に死亡していること、iii) 申立人が姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間④及び⑤における勤務実態に関する供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間④及び⑤当時、E社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち13人から供述を得られ、このうち4人は、「E社では季節雇用の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間④及び⑤当時、同社では従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、E社に係る被保険者名簿には、申立期間④及び⑤において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 5 申立期間⑥及び⑦について、F社における雇用保険の加入記録から、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、F社は昭和54年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿により当時の事業主であったことが確認できる者は、「会社を解散した際、人事記録及び賃金台帳など全ての書類を廃棄した。申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて記憶もない。」と回答しており、申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、当該事業主は、「会社は昭和54年に解散したが、53年12月頃から従業員を雇用していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録及びF社の被保険者名簿により、同社では昭和47年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を最後に、それ以降被保険者資格を取得した者はおらず、申立期間⑥及び⑦当時、同社において被保険者であった者は、当該事業主及びその妻の二人だけであることが確認できる。

さらに、申立人はF社における同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、昭和52年に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち二人から供述を得られたものの、いずれも、「会社では季節雇用の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間⑥及び⑦当時、同社では従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、F社に係る被保険者名簿には、申立期間⑥及び⑦において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

6 申立期間⑧、⑨及び⑩について、G社における雇用保険の加入記録により、申立人は、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、商業法人登記簿により、G社は平成22年11月*日に破産手続が終結していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間⑧、⑨及び⑩における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、申立期間⑧、⑨及び⑩当時、G社において社会保険事務の担当者であったとする者は、「会社の解散後平成22年10月、全ての書類を廃棄したため、申立人の勤務内容及び厚生年金保険の加入の届出状況については分からない。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、オンライン記録によりG社において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者6人に照会し、二人から申立人を知っている旨の回答を得られたところ、このうち一人は、「私は会社に頼んで日雇健康保険に加入させてもらっていた。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立期間⑧、⑨及び⑩当時、G社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者のうち4人から供述を得られたものの、このうち3人が、「会社では季節雇用の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述し、このうち一人は「会社に頼んで厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述していることを踏まえると、申立期間⑧、⑨及び⑩当時、同社では季節雇用の従業員を一律に厚生年金保険に加入させず、その希望に基づいて加入させていたことがうかがえる。

その上、G社に係る被保険者原票には、申立期間⑧、⑨及び⑩において申立人の名前は無い。

7 申立人は、全ての申立期間について、「給与明細書に各種保険料等を控除されていたことが記載されていたと記憶しているものの、控除されていた内容及びその額について分からない。」と供述している上、全ての申立期間において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3546(事案 1855 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 3 日から 40 年 1 月 20 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。

第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答をもらった。

脱退手当金制度については年金問題が騒がれて初めて知り、脱退手当金をもらっていないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の事業所は同一事業所であるにもかかわらず、申立期間前後で別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出しておらず、「脱退手当金制度については、年金問題が騒がれて初めて知った。脱退手当金はもらっていない。」と主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対する

あっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、その判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等が現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情を考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 15 日から 34 年 3 月 14 日まで
② 昭和 34 年 12 月 7 日から 35 年 9 月 27 日まで

申立期間①は事務補助員として、申立期間②は臨時補充員として、いずれもA事業所に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和 35 年 8 月 29 日から B 研修所で開催された C 訓練を一緒に受講した夫は、申立期間②に係る D 事業所での厚生年金保険の被保険者資格記録があるのに、私の同資格記録が無いのは納得できないので、同保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した E 社が保管する申立人の人事記録の写し及び同社 F 支社の申立人の申立期間に係る勤務形態等に関する回答により、申立人が申立期間①及び②に A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 17 年 1 月 7 日であることが確認できるところ、申立人は、「A 事業所の職員の給与支給事務等を G 事業所で取り扱っており、厚生年金保険の届出も同事業所であった。」と述べていることから、E 社 F 支社に両申立期間当時の A 事業所に係る社会保険の適用状況について照会したところ、「A 事業所の社会保険に関する事務をどこの事業所で行っていたか不明である。」と回答しており、両申立期間における当該事業所の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

なお、G 事業所は、オンライン記録によれば、厚生年金保険の適用は昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立期間①は、適用事業所でなかったことが確認できる上、適用事業所であったことが確認できる申立期間②について、同事業所に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前の記載は無い。

また、申立人が申立期間①及び②にA事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、一人は既に死亡しているほか、他の一人は、「申立期間①については勤務していないが、申立期間②については、申立人と一緒に勤務した。臨時補充員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の両申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除に係る具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、昭和35年8月29日から同年9月27日までB研修所で実施されたC訓練(共済組合加入資格が生じる事務員に任用されるために行われる訓練)に参加した旨を供述しており、同訓練に同時に参加した申立人の夫には当該期間の厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、自身の加入記録が無いのは納得できないと主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚から提供された同訓練修了者名簿には申立人の名前を確認できるものの、同名簿により確認できる70人のうち同訓練開始時点で共済組合員であることが確認できる7人を除く63人の厚生年金保険の適用状況をみると、20人については、所属事業所における申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、上記20人のうち、申立人と同様、昭和35年9月に共済組合に加入している者で所在が確認できた6人に対し、共済組合加入以前の所属事業所での勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、そのうちの一人は、「昭和35年4月から同年9月まで臨時補充員であったが、厚生年金保険には加入していない。」と供述している上、他の5人からは所属事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況に係る具体的な供述は得られなかったことから判断すると、厚生年金保険の加入の取扱いは、所属事業所ごとに異なっていたことがうかがわれる。

その上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月 16 日から平成 5 年 2 月 20 日まで
② 平成 6 年 4 月 26 日から 12 年 6 月 9 日まで

申立期間①及び②については、A社にB作業員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間①及び②のうち、昭和 49 年 9 月 20 日から 54 年 2 月 10 日までの期間、同年 6 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間、55 年 1 月 16 日から同年 6 月 14 日までの期間、同年 7 月 11 日から同年 12 月 20 日までの期間、56 年 1 月 17 日から同年 7 月 31 日までの期間、同年 8 月 25 日から 57 年 2 月 12 日までの期間、同年 3 月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間、58 年 1 月 19 日から同年 7 月 30 日までの期間、同年 8 月 21 日から 59 年 2 月 23 日までの期間、同年 3 月 6 日から同年 9 月 21 日までの期間、同年 10 月 5 日から 60 年 7 月 25 日までの期間、同年 8 月 20 日から 61 年 3 月 24 日までの期間、62 年 1 月 14 日から同年 7 月 31 日までの期間、同年 8 月 20 日から平成 3 年 3 月 31 日までの期間、7 年 7 月 18 日から 8 年 5 月 31 日までの期間及び同年 10 月 2 日から 9 年 3 月 31 日までの期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立人は申立期間①及び②のうち昭和 61 年 5 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間、平成 3 年 7 月 1 日から 5 年 2 月 20 日までの期間及び 9 年 8 月 1 日から 10 年 2 月 28 日までの期間において、他の事業所における雇用保険

の被保険者記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成12年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①当時の事業主に照会したところ、「当社は平成14年に廃業しており詳細な回答はできないが、正社員については、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していた。B作業員は、健康保険及び雇用保険には加入しているが、厚生年金保険には加入していない。」と述べている上、当該事業所が加入していたC厚生年金基金に照会したところ、「申立人の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる18人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会したところ、回答が得られた13人のうち3人は、「厚生年金保険には加入している者と加入していない者がいた。」と述べているところ、申立人及び複数の同僚が、従業員数は100人から250人であると述べているものの、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった約30年間において、最終払出整理番号は194番であり、前述の従業員数に比べて厚生年金保険被保険者数が著しく少ないことが確認できる。

加えて、前述の13人のうち4人は、「私は正社員であった。」と述べており、別の6人は「私はB作業員であった。」と述べているものの、このうち3人は、自身の記憶する勤務開始時期から厚生年金保険の被保険者資格取得日が約6年から13年経過後であることが確認できる上、申立人が、「私の上司であり、私が勤務を始めた時には既に勤務していた。」とする同僚一人は、申立期間①においては厚生年金保険被保険者記録が確認できず、申立期間②においても厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは、一部の期間のみである。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3549 (事案 782 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 11 日から 47 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 6 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで

申立期間①は、A社又は同社の下請け事業所のB事業所において、C工事に従事していた。

申立期間②は、D市でE業務関係の会社が経営していた「F店」でチーフとして勤務していた。

申立期間③は、G社でH職としてI業務に従事した。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないと通知された。

今回、当時の新たな記憶がよみがえってきたので、再度調査の上、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人は日雇労働者としてA社又は同社の下請け事業所でC工事に従事していたとしているところ、A社では、「申立てに係る工事においては、当時、下請け事業者はなく、当社の正社員以外の作業員は、全て当社が雇用する日雇労働者であった。日雇労働者については厚生年金保険の適用除外のため、厚生年金保険に加入させたことはなかった。」と回答していること、ii) 申立人は一緒に勤務していた同僚一人の姓のみしか記憶しておらず、この同僚を特定することができないことから、申立期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 25 人に照会し、このうち申立人が勤務していた作業現場で勤務して

いたとする8人から回答を得たものの、申立人が勤務していたことについて記憶がある者はおらず、うち4人が、「当時の作業現場では、正社員以外は日雇作業員であり、これらの作業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること、iv) 申立人が、付き添ったと主張する当該工事に係る労働災害に関して、J労働基準監督署に照会したところ、関連書類等が残っていないため不明であり、障害年金の対象者にも該当者は見当たらないとの回答であったこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、事業主の姓のみしか記憶していない上、一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができないこと、ii) 申立人が勤務していたとする事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立人が主張する事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いこと、iii) 事業所の所在地を管轄する法務局には、申立人が勤務していたとする事業所名の商業登記の記録が無いこと、iv) 申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人の加入記録は存在しないこと、さらに、申立期間③に係る申立てについては、i) 申立人は、事業主の姓のみしか記憶していない上、一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができないこと、ii) 申立人が勤務していたとする事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立人が主張する事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いこと、iii) 事業所の所在地を管轄する法務局には、申立人が勤務していたとする事業所名の商業登記の記録は無いこと、iv) 申立期間③に係る雇用保険の被保険者記録において、申立人の加入記録は存在しないこと、v) 申立人は、勤務していた事業所において防災剤に係る実用新案関係の申請をした記憶があると主張しているものの、G社又は類似の事業所名による実用新案及び特許が出願された形跡は確認できなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立人は、今回の再申立てに当たり新たな資料等を提出することなく、申立期間①については、「日雇労働者にL技士の免許を取得させることは一般常識として考えられない。私は19人ぐらいの班長であった。」旨を、申立期間②については、「昭和43から44年頃に長男が誕生し、健康保険証を使用した。元妻に確認すれば分かると思う。」旨を、申立期間③については、「H業務のため全国を回った。」旨をそれぞれ主張しているが、これらは当委員

会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立期間②に係る申立人の元妻は、所在が確認できず、申立内容に係る供述を得ることができない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 16 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 21 日から同年 6 月 25 日まで
④ 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 8 月末まで A 県 B 町にあった C 社（現在は、D 社）に勤務し、E 作業に従事していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②及び③は、昭和 40 年 1 月 16 日から同年 6 月 24 日まで F 社に G 職として勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間④は、昭和 40 年 6 月 25 日から 42 年 12 月 26 日まで H 社（現在は、I 社）に G 職として継続して勤務していたが、申立期間④について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D 社に照会したところ、「当社は、昭和 36 年 7 月の法人設立時から、B 町に本店を、J 町に支店をそれぞれ置いていたが、37 年 7 月に、J 支店に勤務していた者が B 町の店舗の営業権を取得して独立したため、当社は J 町に本店を移した。このため、当社は申立期間①においては B 町の店舗とは関係が無い。なお、B 町の店舗を引き継いだ者に確認したところ、『私が B 町の店舗を引き継いだ時点で申立人は退職した。』とのことであった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかつ

た。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚二人のうち一人は、前述のB町の店舗を引き継いだ者であるところ、同人は、「当時、J支店の経営状況が良かったのに対し、B本店は良くなかったが、社長から『B町の店舗を経営してほしい。』と言われたため、自身がB町の出身であったこともあって、昭和37年7月に店舗を買い取って独立し、Kの名称で個人事業所として経営していくことになった。申立人を知っているが、独立後のB店において申立人は勤務していなかった。」と供述している上、他の一人は同人の妻であるところ、「夫の回答以上のことは分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会したところ、回答が得られた者3人のうち、申立人を知っていると供述する二人は、いずれも、「申立人が勤務していた期間は分からない。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、F社に照会したところ、「当時の資料を廃棄済みであるため、当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間②及び③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者8人に照会したところ、回答が得られた者4人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しており、ほかに申立人が、申立期間②及び③において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は昭和40年3月1日、離職日は同年6月20日であることがそれぞれ確認でき、これは、厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同資格喪失日（離職日の翌日）と合致している。

なお、申立人は申立期間③について厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めているが、H社に係る被保険者原票によれば、申立人は昭和40年6月25日に同社で同保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、

同年6月は、既に申立人の年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされている。

- 3 申立期間④については、I社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため、当時、当社に勤務していた者に確認したところ、『申立期間④においては社会保険に加入しておらず、失業保険を受給していた。』としているほか、当時の経理事務担当者に確認したところ、『冬期間は仕事がないため、G職は失業保険を受給していた。』としている。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立期間④前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者9人のうち、代表取締役であった者ほか一人を除く7人については、いずれも、申立人と同様に昭和42年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間④において同保険の被保険者であった形跡は見当たらない。

加えて、当該被保険者7人のうち、オンライン記録により、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた一人は、「私もG職として勤務していたが、冬期間は仕事がなくなるため、社会保険の被保険者資格を喪失させられ、失業保険を受給していた。仕事がある時に勤務することもあったが、月に数日であったため、社長を除いて皆同じように取り扱われていたと思う。なお、申立人を知っているが、勤務期間までは分からない。」と供述している。

一方、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間④において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者及び同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者で、かつ、生存及び所在が確認できた者二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「申立人を知っているが、勤務期間までは分からない。」と供述している上、同人が供述する職種は事務員であることから、G職であったとする申立人とは立場が異なっていたものと考えられ、ほかに申立人が申立期間④において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間④における被保険者記録は存在しない。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金

保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 30 日から 37 年 1 月 30 日まで
申立期間はA市B局C部D課E係に臨時職員として勤務し、F施設のG事業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する履歴カードにより、申立人が、申立期間を含む昭和36年6月28日から37年2月16日まで、A市C部D課E係に臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A市役所C部D課が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年5月1日であることから、申立期間において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、同市に照会したものの、同市役所C部D課が同日以前に同保険の適用事業所であったことをうかがわせる資料や回答は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚5人については、このうち一人は、オンライン記録によれば申立期間においてA市職員共済組合員であったことが確認できることから、申立人とは立場が異なっていたと考えられる上、同人は既に死亡しており、他の4人はいずれも個人を特定することができないため、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和39年5月に同課で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、回答が得られた3人

は、いずれも、「私はH施設においてI業務に従事していたので、申立人のことは分からない。」と供述している上、これらの者から、自身が同年同月以前の期間において同課に勤務していたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに申立期間当時、当該事業所において臨時職員として勤務する者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、事業所名簿によると、当該事業所と名称が類似するA市役所C部が申立期間後の昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、同部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同年同月に同部で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた4人のうち当時の業務内容に係る供述が得られた二人は、それぞれ、「J職としてK係に勤務していた。」、「L機関においてM業務室に勤務していた。」と供述しており、F施設等関係業務に従事していた者は確認できない上、これらの者からも、自身が同年同月以前の期間において同部に勤務していたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに申立期間当時、同部において、F施設等関係業務に従事する者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は、「平成22年11月初旬に、A市職員共済組合に申立期間当時の厚生年金保険の加入について電話照会したところ、『当ても給与から保険料を控除していた。』との回答があった。」と主張するが、A市職員共済組合に照会したところ、「そのような回答を行った事実は確認できない。なお、当組合では、厚生年金保険関係の加入記録等を保有していないため、同保険に関する問い合わせがあった場合には、年金事務所で確認するよう案内している。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 7 月 31 日まで
申立期間は、A社からB社へ出向し、C県に所在するD社においてE職として勤務した期間であるが、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額となっている。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月までの期間において、申立人から提出された給与明細書により、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できる標準報酬月額（2万4,000円）よりも高額な給与が支給されていたことは確認できるものの、同給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人から提出された昭和 47 年分の源泉徴収票において確認できる社会保険料の控除額は、上記の申立人から提出された同年 12 月の給与明細書に記載されている同年の社会保険料累計額と一致している。

さらに、申立期間について、A社の後継事業所であるF社では、「当時の資料を保存していないことから、申立人の標準報酬月額の届出内容については分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、同僚二人の名前を挙げているところ、このうち一人は、姓のみしか記憶しておらず、本人の特定ができないことから、供述を得ることができない。一方、残り一人は、同人が所持する申立期間の一部の給与明細書により、A社からB社に出向し、D社に勤務している期間において、A社に係る被保険者名簿において確認できる標準報酬月額よりも高額な給与が支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人と同様に、被保険者名簿と一致していることが確認できる。

その上、被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3553 (事案 70 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 21 日まで

昭和 27 年 4 月に学校を卒業してすぐ A 社に入社したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、認められない旨通知された。しかし、その後、当時の同僚一人の名前を思い出したことから再申立てするので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社の厚生年金保険の適用年月日は昭和 27 年 6 月 1 日であり、同年 5 月 31 日以前は厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、ii) 同社の申立期間当時の社員数と厚生年金保険の加入者数を比較すると、多数の未加入者がいたことが確認できること、iii) 申立人が同僚として名前を挙げた者を含め自身の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とに差異があることから事業主は、入社後相当期間を経過してから厚生年金保険の被保険者資格取得をさせていたと推認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「新たに同僚一人の名前を思い出したので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張していることから、当該同僚に照会したところ、「申立人は、私の紹介で入社したが、私より 1 年ほど後に入社し、私より 1 年ほど前に退職した。私の実際に勤務した期間と厚生年金保険の被保険者記録の期間とはほぼ合っている。」と供述しており、この供述に基づく申立人の勤務期間は、オンライン記録により確認できる申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険

者期間とほぼ合致している。

これらのことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 60 年 2 月 1 日まで

昭和 46 年 10 月から 60 年 1 月まで、A 社（現在は、B 社）で C 職として勤務していたが、保管していた預金通帳に給与振込名義が「*」と記載された給与振り込みが確認できるが、給与支給額よりも年金記録の標準報酬月額が低く記録されている。

提出した預金通帳に記録されているとおりの月額給与（25 万円前後）をもらっていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給与振込名義に不可解な点はあるが、A 社に勤務していた当時の給与支給額は 25 万円前後あったにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額が給与支給額よりも低額になっているので、年金記録の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「平成 12 年以前の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除の状況については、不明。」と回答しており、申立人の申立ての事実に係る関連資料及び具体的な回答を得ることができなかった。

また、申立人は、「A 社勤務当時、D 部門に所属していたこともあったが、主に E 部門に所属しており、給与に占める歩合給の割合は高かった。」と供述しているところ、B 社は、「申立期間当時、F 事業には D 部門及び E 部門があり、両部門とも月額給与に占める歩合給の割合は高く、特に、E 部門の場合は、給与に占める歩合給の割合は高かった。そのため、月ごとの給与額に変動が大きく、社会保険事務所（当時）に対する標準報酬月額の届出は、月ごとに変動する歩合給を除いた報酬月額を届出していたと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人と A 社の健康保険厚生年金保険被保

険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において同保険被保険者記録が確認できる同僚13人の計17人に係る標準報酬月額推移を確認したところ、うち4人（2人はE部門）の標準報酬月額が申立人と同額又はほぼ同額で推移していることが確認できるほか、残る13人も標準報酬月額に差異はあるものの、同月額の推移の状況は申立人の同月額の推移の状況と違いは無いことから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い。

なお、B社は、「昭和59年5月にA社のE部門が分離独立してG社が設立され、同部門に所属していた社員が同社に転籍した。また、同社設立当初、社員数が少なく、A社が加入していた健康保険組合に加入できなかったことから、G社に係る社会保険事務をA社が代行していた時期があった。」と回答している。

これらのことから、申立人は昭和59年5月にA社からG社に転籍し、申立期間当時、給与は同社から支給されていたものの、社会保険はA社で引き続き加入していたものと考えられ、また、申立人が保管していた預金通帳から、当時の給与額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったことが推認できるものの、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できないほか、同社では、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の社会保険事務所への届出に当たり、給与月額から月ごとに変動する歩合給を除いた額により標準報酬月額を算定して届出を行っていたと考えることが相当である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 59 万円から 47 万円に大きく下がっているが、当該金額に給与が下がった事実は無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

標準報酬月額の随時改定は、固定的賃金に変動があり、当該変動があった月から継続した 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に 2 等級以上の差が生じた時に行われ、4 か月目から標準報酬月額が改定される場所、申立人のオンライン記録では、標準報酬月額の記録が平成 8 年 1 月 1 日に 59 万円から 47 万円に随時改定されていることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る申立期間当時の給与台帳によると、申立人の基本給は平成 7 年 9 月に 44 万 1,300 円であったが、同年 10 月から 38 万 6,130 円に下がったことに伴い給与支給総額が 47 万 2,151 円（1 か月当たりの通勤手当を含む。）に改定され、8 年 1 月から同年 7 月までは標準報酬月額 47 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に照会したところ、「当社の給与規定では、55 歳以上の者の基本給は、55 歳の誕生日を 4 月 1 日までに迎えた者は同月 1 日から、10 月 1 日までに迎えた者は同月 1 日から、基本給に経過年数及び等級区分に応じた所定の減額率を乗じ計算することとなっている。当該規定により、平成 7 年 10 月から申立人の基本給は上記のとおり下がったため、法律の規定に基

づき8年1月から申立人の標準報酬月額を47万円とする改定を行った。なお、当該減額率の改定と昇級により、8年5月から申立人の基本給が49万620円に上がったため、同年8月から再び申立人の標準報酬月額を59万円（当時の最高等級）とする改定を行った。」と回答している上、当該事業所から提出された給与規定、同規定（55歳以上者賃金計算）改定稟議書、申立人に係る申立期間当時の給与台帳及び厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、その事実が確認できる。

加えて、当該事業所が加入しているB健康保険組合から提供のあった個人台帳の記録及び当該事業所が加入していたC厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会から提供のあった中脱記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は47万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

その上、申立人が名前を挙げた5人の同僚に照会したところ、全員から回答を得ることができたものの、いずれの者からも申立期間において申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。